

保険薬局における減数調剤実施規則

2026 年 6 月 1 日実施

公立七戸病院

【減数調剤の原則について】

院外処方箋に「調剤する薬剤を減量した上で保険医療機関に情報提供」の記載があった場合にのみ適用する。
調剤報酬点数表に関する事項〈通則〉の減数に関わる項を遵守すること。

〈調剤報酬点数表に関する事項〈通則〉の減数に関わる項〉

処方箋において、残薬分を差し引いた減数調剤（薬剤服用歴の記録又は調剤録及び残薬の外形状態・保管状況その他の残薬の状況を確認した上で、処方箋に記載された医薬品の数量を減らして調剤する業務をいう。）を行った後に、残薬に係る状況を情報提供することで差し支えない旨の指示があり、当該指示に基づき調剤を行った場合は、保険薬剤師は、患者に対して次回受診時に処方医への残薬の状況を報告することを促すとともに、患者の残薬の状況、その理由及び実際に患者へ交付した薬剤の数量、患者への説明内容等について、当該調剤に係る処方箋を発行した保険医療機関に情報提供すること。

1. 院外処方箋における減数調剤の運用について

- (1) 院外処方箋備考欄記載、☒または $\boxtimes$ 「調剤する薬剤を減量した上で保険医療機関に情報提供」の表記があった場合に適用する。
- (2) $\square$ に「 $\checkmark$ 」または「 $\boxtimes$ 」のチェックがない場合は、減数調剤をすることはできない。

2. 減数調剤の適用範囲

- (1) 継続処方されている処方薬に残薬が確認された場合。
- (2) 内用薬については、処方箋に記載された医薬品の投与日数が減数対象。
- (3) 頓服薬については、処方箋に記載された医薬品の投与回数が減数対象。
- (4) 外用薬・注射薬・その他については、処方箋に記載された医薬品の処方量が減数対象。

3. 減数調剤後の情報提供の方法

- (1) 減数調剤を実施した際は、内容を明瞭にするため、残薬状況と残薬が生じた理由および実際に患者へ交付した薬剤の数量等に関する情報提供を、トレーシングレポート(当院ホームページに記載)を用いて行うこと。
- (2) 上記 情報提供用紙送信先について

送信先 FAX 番号 : (0176) 62-6964

4. 減数調剤の方法

(1) 減数調剤を行う場合は、必ず実物（患者持参残薬）を確認した上で調整を行うこと。

残薬の実物を確認できない場合は不可とする。

※実際の残薬数が患者の申告と異なり、調整後に薬剤が足りなくなるケースを回避するため。

(2) 減数調剤後の処方日数・処方回数・処方量は必ず「1」以上とすること。

※注意「0」→すなわち処方削除は、次回のD o 処方や処方箋料の変更等に影響するため不可とする。

(3) 減数調剤は、処方箋単位あるいはRp 単位ごとに調整可能とする。

(4) お薬手帳には、残薬調整した旨の記載をすること。

(5) 向精神薬・眠剤・麻薬・抗悪性腫瘍薬(ホルモン剤含む)の減数調剤は不可とする。

判断に迷う内容に関しては、従来通り、全て当院へ疑義照会を行う。

(6) 外来予約日の変更や大規模災害等の有事を考慮し、適正な日数調整を行う（10 日程度は余分に手元にあるように）。

5. 注意事項

(1) 減数調剤であるため、処方日数・処方回数・処方量を増やすことはできない。

増量調整については、通常通り、当院へ疑義照会すること。

(2) 減数調剤を認めない例

①処方箋に記載された医薬品の1日量や1日服用（使用）回数等を減ずること。

②用法の一部に対する減数調剤。

(例)【分3】1日3回朝昼夕食後のうち昼食後のみの減数

③Rp 内の一部の薬剤に対する減数調剤。(投与日数の分解)

(例) 1/2

④ ②と同様 一包化調剤済みされている医薬品の用法の一部に対する残薬の減数調剤

※残薬調整により、処方内容の用法用量の変更が起こる為、実際の医師の処方指示と異なることを回避する為。

6. 「保険医療機関へ疑義照会した上で調剤」にチェックがある場合

調剤薬局で残薬状況を確認し、残薬調整の実施について医師に対して疑義照会した後に調剤してください。

調剤後、残薬状況とその理由および実際に患者へ交付した薬剤の数量等の情報についてトレーシングレポートを用いて当院へ報告すること。

2026 年 9 月 1 日 作成

公立七戸病院薬局

T E L 0176 - 62 - 2105

F A X 0176 - 62 - 6964